

令和6年8月から

介護保険施設を利用したときの 居住費等の負担限度額が変わります

施設を利用したサービスで支払う居住費等、食費には基準になる額（基準費用額）が決められています。近年の光熱水費の高騰に対応して、在宅で生活する人との負担の均衡を図る観点などから、居住費等の基準費用額が変わります（食費の基準費用額などは変わりません）。

■居住費等の基準費用額（1日につき）

	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室		多床室	
			介護老人保健施設 介護医療院 短期入所療養介護	介護老人福祉施設 短期入所生活介護	介護老人保健施設 介護医療院 短期入所療養介護	介護老人福祉施設 短期入所生活介護
令和6年 7月まで	2,006円	1,668円	1,668円	1,171円	377円	855円
令和6年 8月から	2,066円	1,728円	1,728円	1,231円	437円	915円

これに伴い、低所得の人が施設を利用する際に居住費等、食費の減免が受けられる「負担限度額認定証」をお持ちの場合は、令和6年8月以降、1日当たりの負担額の上限が以下の金額へと変わります。

■居住費等の負担限度額（1日につき）

利用者負担段階	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室		多床室	
			介護老人保健施設 介護医療院 短期入所療養介護	介護老人福祉施設 短期入所生活介護		
第1 段階	生活保護受給者等	820円	490円	490円	320円	0円
	老齢福祉年金受給者	880円	550円	550円	380円	
第2 段階	世帯全員が住民税非課税 課税年金収入額+非課税 年金収入額+その他の合 計所得金額が80万円以 下の人	820円	490円	490円	420円	370円
		880円	550円	550円	480円	430円
第3 段階 ①	課税年金収入額+非課税 年金収入額+その他の合 計所得金額が80万円超 120万円以下の人	1,310円	1,310円	1,310円	820円	370円
		1,370円	1,370円	1,370円	880円	430円
第3 段階 ②	課税年金収入額+非課税 年金収入額+その他の合 計所得金額が120万円 超の人	1,310円	1,310円	1,310円	820円	370円
		1,370円	1,370円	1,370円	880円	430円

次の①②のいずれかに該当する場合は、負担限度額認定の対象者になりません。

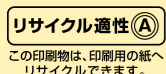
- ①住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税
- ②住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も非課税）でも、預貯金等が下記の金額を超える場合
第1段階：単身1,000万円、夫婦2,000万円 第3段階①：単身550万円、夫婦1,550万円
第2段階：単身650万円、夫婦1,650万円 第3段階②：単身500万円、夫婦1,500万円
※40～64歳の第2号被保険者は、利用者負担段階にかかわらず単身1,000万円、夫婦2,000万円

その他、第9期中に次の改定が予定されています ▶ ○令和7年8月から、介護老人保健施設の「その他型」及び「療養型」、介護医療院の「Ⅱ型」において、月額8,000円相当の多床室の室料負担が導入されます。
※低所得の人には、利用者負担が増加しないよう給付が行われます。

お問い合わせ
窓口

小金井市
福祉保健部介護福祉課
(市役所第二庁舎2階)
〒184-8504 本町6-6-3

- 給付担当（介護保険サービスの利用について） ☎042-387-9822
- 保険料担当（介護保険料について） ☎042-387-9921
- 認定係（要介護認定について） ☎042-387-9804
- 包括支援係（介護予防事業について） ☎042-387-9845



禁無断転載©東京法規出版
KG013080-Y16

介護保険 改正点 のお知らせ

令和
6
年度



介護保険は、
3年ごとに制度改正が行われます。
介護保険の安定した制度運営の
ために、ご理解とご協力をお
願いいたします。

第9期（令和6～8年度）の
主な改正点は
次のとおりです。

令和6年4月から

- 令和6～8年度（第9期）の介護保険料が決まりました
- 介護報酬が改定されました（一部のサービスは令和6年6月から改定）
- 介護予防ケアプランの作成を一部の居宅介護支援事業者にも依頼できるようになりました
- 福祉用具貸与の対象用具のうち一部は、利用方法（借りる、または購入する）を選択できるようになりました

令和6年8月から

- 介護保険施設を利用したときの居住費等の負担限度額が変わります

小金井市

令和6年4月から

令和6～8年度(第9期)の介護保険料が決まりました

新しい介護保険料が決まりました。
 第8期(令和3～5年度)と比べて多段階の設定になったことで、より所得に応じた介護保険料になりました。
 所得の低い人に対しては、引き続き負担軽減が図られています。



所得段階	対象となる人	保険料率	年額保険料 (月額保険料)
第1段階	●生活保護を受けている人 ●世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金 ^(※1) を受けている人 ●世帯全員が市民税非課税で、前年の「課税年金収入額 ^(※2) と合計所得金額 ^(※3) 」の合計が80万円以下の人	基準額 ×0.285	21,800円 (1,820円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で前年の「課税年金収入額と合計所得金額」の合計が	80万円超120万円以下の人	基準額 ×0.385 29,500円 (2,460円)
第3段階		120万円超の人	基準額 ×0.685 52,600円 (4,390円)
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の「課税年金収入額と合計所得金額」の合計が	80万円以下の人	基準額 ×0.875 67,200円 (5,600円)
第5段階		80万円超の人	基準額 ×1.0 76,800円 (6,400円)
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が	120万円未満の人	基準額 ×1.175 90,200円 (7,520円)
第7段階		120万円以上210万円未満の人	基準額 ×1.275 97,900円 (8,160円)
第8段階		210万円以上320万円未満の人	基準額 ×1.4 107,500円 (8,960円)
第9段階		320万円以上350万円未満の人	基準額 ×1.45 111,300円 (9,280円)
第10段階		350万円以上420万円未満の人	基準額 ×1.55 119,000円 (9,920円)
第11段階		420万円以上520万円未満の人	基準額 ×1.65 126,700円 (10,560円)
第12段階		520万円以上620万円未満の人	基準額 ×1.75 134,400円 (11,200円)
第13段階		620万円以上720万円未満の人	基準額 ×1.85 142,000円 (11,840円)
第14段階		720万円以上820万円未満の人	基準額 ×1.95 149,700円 (12,480円)
第15段階		820万円以上1,000万円未満の人	基準額 ×2.1 161,200円 (13,440円)
第16段階		1,000万円以上1,500万円未満の人	基準額 ×2.32 178,100円 (14,850円)
第17段階		1,500万円以上2,000万円未満の人	基準額 ×2.54 195,000円 (16,250円)
第18段階		2,000万円以上の人	基準額 ×2.76 211,900円 (17,660円)

※1 老齢福祉年金 明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

※2 課税年金収入額 公的年金のうち、国民年金・厚生年金・共済年金などの課税対象となる種類の年金収入額です。障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

※3 合計所得金額 年金や給与等の総所得と上場株式等に係る配当所得の金額、株式等の譲渡所得等(繰越控除前)の合計額から、自宅の買換えや土地収用等の譲渡所得に係る税法上の特別控除がある場合は、特別控除額を差し引いた金額です(ただし、扶養や医療費控除等の控除前の金額)。第1～5段階については、公的年金等に係る雑所得が引かれた金額です。また、第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。

介護報酬が改定されました(一部のサービスは令和6年6月に改定)

- 令和6年4月から、介護報酬の改定で介護保険サービスにかかる費用が変わったため、サービスを利用したときに支払う利用者負担(1～3割分)が変わります。
- ただし、医療系サービス(訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導)については、令和6年6月から変更となります。
- このほか、介護現場で働く方の処遇改善を行い、人材確保を進めて良質なサービス提供を続けることを目的とした「処遇改善加算」の内容が拡充されます。この制度を事業所が利用している場合、令和6年6月から利用者負担が上がる可能性があります。

※利用者の皆様の負担が過重にならないよう、自己負担額が一定額を超えた場合、小金井市から払い戻しのご案内を行う「高額介護サービス費」の制度があります。通知が届いた方は、忘れずにご申請ください。

介護予防ケアプランの作成を一部の居宅介護支援事業者にも依頼できるようになりました

これまでの地域包括支援センターに加えて、小金井市から介護予防支援の指定を受けた一部の居宅介護支援事業者にも、介護予防ケアプランの作成を依頼できるようになりました。



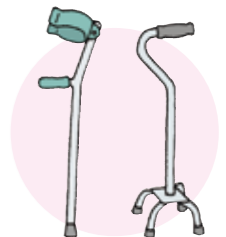
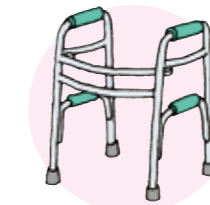
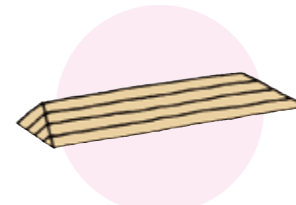
福祉用具貸与の対象用具のうち一部は、利用方法(借りる、または購入する)を選択できるようになりました

福祉用具貸与での利用が長期間になる場合は、借りて利用するより購入した方が費用を抑えられることがあります。利用者の負担を軽減し、福祉用具の適切な利用と安全確保の観点から、利用方法(借りる、または購入する)を選択できるようになりました。

購入する場合は、特定福祉用具販売として、一年間(4月1日～翌年3月31日)で10万円を上限に、1～3割分の負担で購入することができます。

選択の対象となる福祉用具は、要介護度にかかわらず次のとおりです。

- 固定用スロープ
- 歩行器(歩行車を除く)
- 単点杖(松葉づえを除く)と多点杖



利用方法の選択は、利用者が決めることができます。

福祉用具専門相談員またはケアマネジャーは、利用者が選択できることについて十分説明し、選択にあたって必要な情報の提供および医師等の意見や利用者の身体状況等をふまえた提案を行うことになっています。